

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（第3回）議事概要

1 日 時：平成31年1月17日（木）10：01～10：22

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・委員長

安倍 晋三 内閣総理大臣

・副委員長

菅 義偉 内閣官房長官

・委員

西村 康稔 内閣官房副長官（衆）

野上 浩太郎 内閣官房副長官（参）

杉田 和博 内閣官房副長官（事務）

横畠 裕介 内閣法制局長官

山本 信一郎 宮内庁長官

山崎 重孝 内閣府事務次官 兼 皇位継承式典事務局長

4 議事概要

（1）安倍内閣総理大臣挨拶

○ 本日は、来月行われる天皇陛下御在位三十年記念式典の細目や、天皇陛下の御退位される4月30日と、皇太子殿下が御即位される5月1日に行われる国の儀式の次第概要等などについて議論を行ってまいりたい。

○ 委員各位の御協力をよろしくお願ひしたい。

(2) 事務局報告事項について

- 資料1「皇位継承式典関係（一般会計）予算額（案）」、資料2「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車の選定について」及び資料3「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会場の選定について」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。

(3) 天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について

- 資料4「天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について（案）」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。
- 西村内閣官房副長官から、天皇陛下御在位三十年記念式典には、天皇皇后両陛下が長くお心を寄せ続けてこられている震災の被災地の代表などが参画され、また、文化・芸能の分野で活躍されている方々によって、両陛下がお作りになった和歌や楽曲が披露される、こうした内容は、天皇陛下の御在位三十年を国民こぞってお祝いする式典としてふさわしいものであるという趣旨の発言があった。
- 山崎内閣府事務次官から、天皇陛下御在位三十年記念式典は、昨年4月に閣議決定された基本方針において、内閣府が事務を行うこととされており、内閣府としては、当日の式典運営に遺漏がないよう、組織全体でしっかりと対応するという趣旨の発言があった。
- 天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について、案のとおりとすることが了承された。

(4) 剣璽等承継の儀等の次第概要等について

- 資料5「剣璽等承継の儀の次第概要等について（案）」、資料6「即位後朝見の儀の次第概要等について（案）」、資料7「退位礼正殿の儀

の次第概要等について（案）」及び資料8「御即位当日における祝意奉表について（案）」を山崎皇位継承式典事務局長から説明。

○ 剣璽等承継の儀の次第概要等及び即位後朝見の儀の次第概要等に関し、次のような発言があった。

- ・ 横畠内閣法制局長官から、平成の御代替わりに伴い行われた式典は、昨年4月に閣議決定された基本方針にもあるように、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものである、まず、「剣璽等承継の儀」は、皇位の世襲制をとる憲法の下で、皇位を継承した新天皇が、即位のあかしとして、皇室経済法に規定された「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」である剣及び璽、並びに天皇の国事行為の際に使用される物である国璽及び御璽を承継されたことを明らかにする儀式である、これは、国事行為として行われるものであり、もとより、宗教的意義を有するものではなく、憲法が定める象徴天皇の制度に沿うものであり、また、政教分離の原則に反するものでもない、次に、「即位後朝見の儀」は、新天皇の即位後初めて、公式に三権の長をはじめとする国民の代表に会われる儀式であり、同様に憲法上の問題はない、これらのことは、平成度において、十分に検討、整理されたところであるという趣旨の発言があった。
- ・ 杉田内閣官房副長官から、「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」については、基本的な考え方や内容は、前回の例を踏襲すべきであり、「剣璽等承継の儀」において女性皇族が供奉されないことについては、式典準備委員会で確認しているが、各式典において未成年皇族が参列されないことについても踏襲することが適当であるという趣旨の発言があった。
- ・ 山本宮内庁長官から、今回の「剣璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」は、前回とは異なり、前天皇の崩御直後の挙行ではないので、

両儀式における御服装は、毎年元日に行われる慶事たる国事行為の儀式である「新年祝賀の儀」などと同様に、燕尾服等とすることが適当であるという趣旨の発言があった。

- ・ 野上内閣官房副長官から、今回の「剣璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」は、御即位された新しい天皇陛下にとっての最初の晴れの舞台となるものであり、両儀式では、両陛下や皇族方には燕尾服等をお召しいただき、華やいだ雰囲気で行われることがふさわしいという趣旨の発言があった。
- 退位礼正殿の儀の次第概要等に関し、次のような発言があった。
- ・ 山本宮内庁長官から、式典準備委員会においても発言したとおり、御退位の儀式が、皇位の継承に伴う重要な儀式であることを踏まえれば、剣璽等を儀式の場に捧持し、奉安することが、皇室の伝統にも沿うものであるという趣旨の発言があった。
 - ・ 杉田内閣官房副長官から、昨年 of 式典準備委員会における議論の過程では、平成の御代替わりにおける実務や、皇室史・皇室制度に詳しい4名の有識者から御意見を伺ったが、退位の儀式については、全ての有識者が、剣璽等を安置することが適当であるとの見解で一致していたところであり、こうした有識者の御意見を踏まえれば、「退位礼正殿の儀」で剣璽等を安置することが適当であるという趣旨の発言があった。
 - ・ 横畠内閣法制局長官から、「退位礼正殿の儀」は、皇室典範特例法に基づき天皇陛下が御退位されることを広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる国事行為たる儀式である、その儀式において、皇室の皇位継承に伴う重要な儀式である「剣璽等承継の儀」や「即位礼正殿の儀」と同様に、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」である剣璽や、国璽、御璽

を安置することに、憲法上の問題はないという趣旨の発言があった。

- ・ 山本宮内庁長官から、御退位の儀式については、いわばお見送りの場としての性格を有していることから、粛々と静かに執り行うのが適当であり、「退位礼正殿の儀」における御服装については、こうした趣旨を踏まえるべきである、御服装は、親任式にも用いられるような格式の高さと、燕尾服と異なり勲章等を着用せずにお召しになられるといった簡素さを併せ持つモーニングコート等が適当であるという趣旨の発言があった。
- ・ 杉田内閣官房副長官から、燕尾服をお召しになり、勲章等を着用になることは、天皇皇后両陛下の御負担になると思われるので、山本長官の意見のとおりモーニングコート等で良いという趣旨の発言があった。

○ 御即位当日における祝意奉表に関し、次のような発言があった。

- ・ 西村内閣官房副長官から、先の国会において、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が成立したが、御即位当日に祝意奉表を行うことは、この日を国民こぞってお祝いするという法律の趣旨にも合致するものであり、適当であるという趣旨の発言があった。
- ・ 野上内閣官房副長官から、前回の式典委員会で事務局から報告があったとおり、天皇陛下の御在位三十年に際して、各府省が慶祝行事等を行うこととしているので、皇太子殿下の御即位に際しても、祝賀の機運を一層高めるため、各府省が慶祝行事等を行うことが適当であるという趣旨の発言があった。

○ 退位礼正殿の儀の次第概要等、剣璽等承継の儀の次第概要等、即位後朝見の儀の次第概要等及び御即位当日における祝意奉表については、

案のとおりとすることが了承された。

- 菅内閣官房長官から、本日決定した御即位当日における祝意奉表については、その期日が近づいたら、従前の例に従い、1か月前を目途に、閣議決定を行うこととしたいという趣旨の発言があった。

(5) 次回日程等

- 菅内閣官房長官から、第4回委員会では、「剣璽等承継の儀」等の細目や、御即位に伴う関連行事等について、事務局に案を整理させ、それについて議論を行うこととし、3月を目途に開催したいという趣旨の発言があった。

(6) 安倍内閣総理大臣発言

- 今月の7日、天皇陛下は御即位から満三十年をお迎えになられた。ここに、謹んでお慶び申し上げます。
- 本日は、皇太子殿下が御即位される5月1日に行われる「剣璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」について、平成度を踏襲することを基本として、次第概要及び参列者を決定した。
- 天皇陛下が御退位される4月30日に行われる「退位礼正殿の儀」についても、次第概要及び参列者を決定した。
- 「退位礼正殿の儀」では、内閣総理大臣による「国民代表の辞」の後に、天皇陛下からおことばを賜る。式場には、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」である剣と璽、国事行為の際に使用される国璽と御璽を安置する。
- また、来月24日に挙行する「天皇陛下御在位三十年記念式典」の

細目として、内堀雅雄・福島県知事や、元外務大臣・環境大臣の川口順子さんによる「国民代表の辞」、波乃久里子さんによる御製と御歌の朗読、三浦大知さんと鮫島有美子さんによる両陛下がお作りになった歌の記念演奏などを内容とすることを了承した。

- 引き続き、各式典がつつがなく、整然と行われるよう、精力的に検討を進めていくので、よろしく願いしたい。

(7) 閉会